

耐震対策事業を実施します

市では、大地震時に木造住宅の倒壊を防ぎ、危険なブロック塀などから登下校時の児童を守るため、人的被害を軽減する各種助成事業を実施しています。多くの市民の皆さんが居住する木造住宅。特に、昭和56年以前に建築した住宅は耐震性が不十分なものとされています。

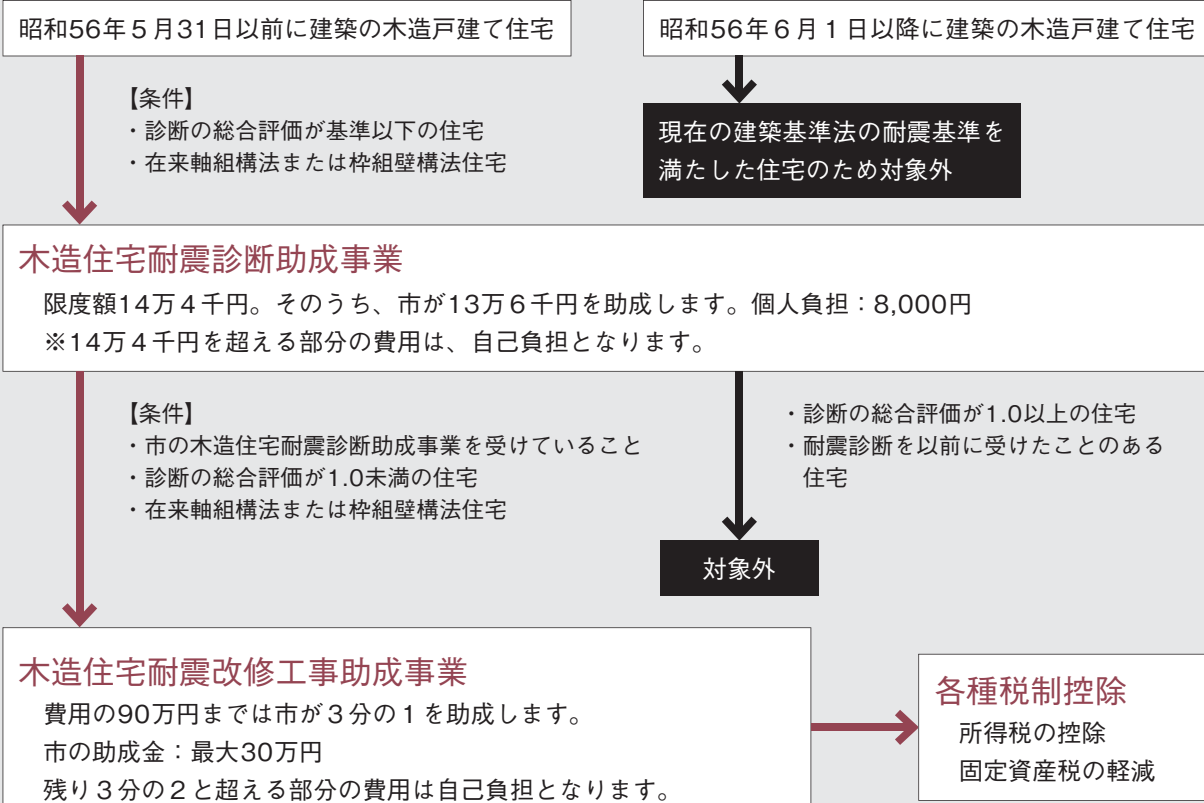
次の大地震に備えるためにできること。昭和56年以前に建てた木造住宅にお住まいの方は、まず耐震診断を受けて、住宅の耐震性を確認しましょう。大切な家族や財産を守るために、各種対策事業をご検討ください。



耐震対策の一例：壁に筋かいを入れて耐震強化

各事業の詳しい内容や申し込み方法などのお問い合わせ先
建設課建築住宅係 ☎22-1326

木造住宅耐震対策事業の助成を受けるには？



1981(昭和56)年以前に建てられた建築物は、耐震性が不十分な可能性があります。

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震で亡くなった方の約9割が建築物の倒壊や家具の転倒による圧死でした。特に、新耐震基準が導入された昭和56年以前に建てられた建築物に被害が集中しました。昭和57年以降に建てられた建築物の7割以上は被害が軽微もしくは無被害だったことから、昭和56年以前に建てられた建築物には耐震性が不十分なものとされています。

木造住宅耐震対策事業

既存戸建て木造住宅の耐震改修促進を図るため、耐震診断から耐震改修工事まで、一連の流れに沿った助成事業を実施します。

① 木造住宅耐震診断助成

「木造住宅耐震診断士」による耐震診断を行います。

- 申請期限 平成25年1月末まで
- 対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築した木造在来工法の戸建て住宅(現在の建築基準法耐震基準が施行される以前の住宅)
- 助成内容 限度額は14万4千円。そのうち、市が13万6千円を助成し、個人負担が8千円となります。14万4千円を超える部分(建物の延べ面積が200㎡以上)の費用は自己負担となります。

② 木造住宅耐震改修工事助成

耐震診断を受けた後、耐震改修工事を行う場合に補助します。

- 申請期限 平成25年1月末まで
- 対象建築物 木造住宅耐震診断助成事業で作成した耐震改修計画に基づいて、改修設計・工事を行う住宅
- 助成内容 費用のうち90万円までは、市が3分の1を助成。残り3分の2と90万円を超える部分の費用は自己負担となります。

③ 耐震改修促進税制

旧耐震基準の既存住宅を、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施した場合、所得税や固定資産税の軽減を受けることができます。

- 所得税の控除 平成18年4月1日から平成25年12月31日までに耐震改修を実施した場合、改修に要した費用の10%相当額(20万円上限)を所得税から控除することができます。
- 住宅借入金等特別控除は別途受けられます(返済期間が10年以上、工事費が100万円超などの条件あり)。
- 固定資産税の軽減 平成22年1月から平成24年12月までの間に耐震改修工事が完了した建物は、120㎡相当部分まで固定資産税が2年間、2分の1に軽減されます(改修費用30万円以上であること)。

※平成27年12月までに工事を完了した建物が軽減の対象となりますが、改修の時期により軽減される期間が異なります。

危険ブロック塀等除却事業

通学時の児童など、行人の安全確保を目的に、スクールゾーン内の通学路などに面した危険なブロック塀などを取り除く方に助成する事業です。

- 申請期限 平成25年1月末まで
- 対象者 ①②③をすべて満たす方
- ① 小学校などの通学路(スクールゾーン内)や、市長が認める道路に面した危険ブロック塀などの一部または全部を取り除く方
- ② 宮城県土木事務所や市が行う調査で、ブロック塀などが「D」または「E」の判定を受けた方
- ③ 道路面からの高さが1m以上で、コンクリートブロック造り、石造り、レンガ造り、そのほか組積造りによる塀や門柱を設置している方
- 助成内容 1件当たり15万円、またはブロック塀などの面積(㎡)×4千円のいずれか低い額を限度として助成します。

住宅災害復旧等補助金事業

市では、東日本大震災などの自然災害により被災した住宅の修繕、補修工事に対し支援を行っています。

- 補助要件 市内に居住している方が、自ら居住している住宅について、20万円以上の修繕および補修を市内施工業者に発注する場合に、その一部を助成します。
- 対象者 ①②をすべて満たす方
- ① 世帯全員が市税などに滞納がないこと。
- ② 市で実施している他制度の補助金、助成金、保険給付金を受けていない工事であること。

- ③ 平成24年度中に工事が完了できる方
- 助成内容 助成対象となる工事費の10%に相当する額(上限10万円)を助成します。
- 対象となる住宅 持ち家で、自己が居住する個人住宅または併用住宅

